

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 補助対象事業は、学校法人立の幼稚園等が、園児を園内で預かることを原則として年間を通じて継続的に実施している次の各号に掲げる地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する事業(子育て支援事業)とし、補助対象経費は、事業年度において当該事業に要した経費とする。ただし、当該経費のうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は、対象外とする。</p> <p>(1)幼稚園等施設開放事業</p> <p>(2)子育て相談事業</p> <p>(3)子育て講座開催事業</p> <p>(4)その他地域住民等の子育てを支援する事業</p> <p>第4条 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>(1)事業計画書</p> <p>(2)収支予算書</p> <p>(3)次のア又はイのいずれかの書類</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 補助対象事業は、学校法人立の幼稚園等が、園児を園内で預かることを原則として年間を通じて継続的に実施している次の各号に掲げる預かり保育事業及び地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する事業とし、補助対象経費は、事業年度において当該事業に要した経費とする。ただし、当該経費のうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は、対象外とする。</p> <p>(1)預かり保育事業</p> <p>__ア__ 通常の預かり保育事業</p> <p>__イ__ 長期休業日等預かり保育事業</p> <p>(2)子育て支援事業</p> <p>ア 幼稚園等施設開放事業</p> <p>イ 子育て相談事業</p> <p>ウ 子育て講座開催事業</p> <p>エ その他地域住民等の子育てを支援する事業</p> <p>第4条 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>(1)事業計画書</p> <p>(2)収支予算書</p> <p>(3)県税事務所が発行する「納税証明書」</p>

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>ア 県税事務所が発行する「納税証明書」</p> <p><u>イ 県税完納情報の提供に係る同意書及び法人代表者の本人確認書類の写し</u></p> <p>2 略</p> <p>第6条～第13条 略</p> <p>(附 則) 略</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>子育て支援事業 略</p> <p>別表第2 略</p>	<p>2 略</p> <p>第6条～第13条 略</p> <p>(附 則) 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 預かり保育事業 略</p> <p>2 子育て支援事業 略</p> <p>別表第2 略</p>